



栃労発基 0823 第 5 号
令和 3 年 8 月 23 日

一般社団法人佐野労働基準協会 会長 殿

栃木労働局長

死亡労働災害防止に向けた緊急要請について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、栃木県内の令和 3 年 7 月末現在における休業 4 日以上の死傷者数は 1,149 人であり、前年同期と比較し 233 人 25.4% の大幅な増加となっております。また、8 月 10 日現在の速報値において、死者数が過去 5 年間で最多の 10 人となり、既に昨年 1 年間で発生した 9 人を超える極めて由々しき事態となっております。

本来、死亡災害はあってはならないものであり、事業場にとっては貴重な人材と社会的信用を失うとともに、企業経営の基盤をも揺るがしかねないものです。

このように多発する死亡労働災害の背景には、産業活動を優先し、安全対策や安全教育の形式化など安全軽視による安全衛生管理機能の低下、労働者の労働災害防止に対する不十分な知識、安全意識の低下等があるのではないかと懸念されるところであります。

栃木労働局としては、このような状況を重く捉え、これ以上尊い生命が労働災害によって失われることのないよう栃木県内すべての事業場に対し、感染拡大傾向にある新型コロナウイルス感染症対策ほか下記の災害防止対策の徹底を呼び掛けることとしております。

そこで、貴団体におかれましても、会員事業場への周知並びに自主的かつ効果的な安全衛生活動の実施について、特段の配慮をいただきたく要請いたします。

記

1 安全衛生管理の強化

(1) 経営トップが自ら安全に関する基本方針を明確に示すとともに、自らの指揮の下、安全管理者、ライン管理者、職長等の各級管理者に至るまで、それぞれの役割、責任、権限を明らかにした安全衛生管理体制を整備し、事業場が一体となって計画的に安全衛生管理のための活動に取り組むこと。

(2) 経験豊富な管理者や熟練作業者の退職等により安全衛生管理機能が低下していると懸念される職場については、安全衛生スタッフに対する能力向上教育を含む安全衛生教育の実施等により安全衛生に関する十分な知識を有する者を配置するなど、計画的に安全衛生管理機能の維持・強化を図ること。

2 重点対策事項

本年に発生した死亡労働災害は墜落・転落及び交通事故の割合が高くなっていることから、特に、最重点対策として「墜落・転落災害防止対策の徹底」及び「交通労働災害防止対策の徹底」を図るとともに、以下の対策を講ずること。

(1) 墜落・転落災害防止対策の徹底

ア 高所作業における災害防止対策

高所作業における作業床（機械設備の上面含む）、工場屋根、足場等からの墜落・転落災害を防止するため、法令に基づいた安全な足場の設置及び防網の設置、墜落制止用器具の使用等により墜落・転落災害防止対策を徹底すること。

また、ハシゴ、脚立等の昇降設備についても適正な使用方法及び損傷等の有無の点検等を実施すること。

イ 陸上貨物運送事業における災害防止対策

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき荷役作業時の墜落・転落災害の防止対策を徹底すること。

また、荷主等の事業者及び陸運事業者との合同安全衛生協議会組織を設置し、労働災害防止のための協議や荷役作業場の巡視等を定期的に実施すること。

(2) 交通労働災害防止対策の徹底

交通労働災害は、業務の遂行と密接な関係の中で発生するものであり、単に自動車等の運転を行う労働者に対し交通法規の遵守を求めるだけでなく、「交通労働災害防止ガイドライン」に基づき、事業場として総合的かつ組織的に交通労働災害防止対策に取り組むこと。

(3) リスクアセスメント等の実施

リスクアセスメント等の実施により危険・有害な状態の見える化及び求められるリスク低減・排除対策の具体化を進め、事業場が一丸となって組織的かつ継続的に安全衛生活動を推進することで事業場の安全衛生水準の向上を図ること。

(4) 機械設備等の安全確保の徹底

事業場内の機械設備等について、リスクアセスメント等を実施することにより、その危険・有害性の再検討を行い、必要に応じ重点的な整備、改善等を実施すること。

(5) 安全な作業方法による作業の徹底

定常作業及び非定常作業について、安全な作業標準等の作成及び見直しを図るとともに、安全点検のための巡視及び強化を図り、安全管理の形式化・マンネリ化を防止することで安全な作業方法による作業の徹底を図ること。

(6) 安全衛生教育等の充実

第一線の現場では、いわゆる「慣れ」等により、職場における危険に対する感性が低下する恐れがあるため、管理監督者、危険有害業務従事者及び一般の作業者等に対して、その職制に応じた安全衛生教育、職場における危険を予知する教育等を定期的かつ計画的に実施すること。

また、比較的経験の浅い労働者及び高年齢労働者が被災する事案が増加傾向にあることから、雇入れ時及び非定常作業時における教育の充実ほか、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく職場環境の改善、高年齢労働者の健康や体力の状況の把握による労働者の経験や特性に応じた措置又は対応を図ること。